

3 主任者登録変更の申請

(1) 主任者登録変更の申請の概要

主任者は、以下の貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項に変更があった場合、遅滞なく「登録変更申請書」により申請を行い、登録の変更を行わなければなりません。

氏名又は旧氏・併記の記載	住所
本籍(外国籍の方は国籍)	貸金業者の商号または名称

【現在登録講習の受講申込をされている方へ】

主任者登録に係る住所を変更した場合でも、講習の受講申込に係る住所は変更されません。
受講申込に係る住所変更が必要な場合は、別途「受講申込の変更手続き」を行ってください。
 「受講申込の変更手続き」の詳細については「講習受講要領」をご確認ください。

- ◆変更の申請がない場合、協会（資格試験センター）から「主任者登録更新のご案内」等の書類を受取ることができなくなる恐れがありますので、変更があった場合は必ず変更の申請を行ってください。
- ※当該案内の発送処理の関係上、住所変更の申請を行っても、変更が反映されない場合があります。

(2) 申請の種類

居所の新規登録および変更は **37P** 参照

氏名又は旧氏・併記の記載を含まない変更の場合は、郵送申請とインターネット申請ともに利用できます。それ以外は郵送申請のみとなります。申請事項を確認のうえ、申請方法を決定してください。

インターネット申請

24時間受付をしており、申請に係る添付書類が不要で、申請書類の郵送費用もかかりません。インターネット申請を行うには、事前に「マイページ」登録が必要です。

(3) 郵送申請

30P 「マイページの登録」参照

- ①申請書類の準備：登録変更申請書(綴込書式)に必要な事項を記入、**署名**しご準備ください。(下記記入例を参照)申請の内容により申請に必要な添付書類をご準備ください。

申請の内容		申請者	申請書類	添付書類（発行日から3ヶ月以内のもの）
氏名又は旧氏併記の記載の変更		主任者本人	登録変更申請書 (綴込書式)	戸籍抄本または旧氏の記載のある住民票の抄本 (変更前と変更後の氏名が記載されているものに限りです。)
氏名又は旧氏併記の記載を含まない変更	住所・本籍地の変更 貸金業者の変更			住所変更の場合は住民票、本籍地変更の場合は戸籍抄本または本籍地の記載のある住民票
				不要

記入例

令和6年8月1日

日本貸金業協会会長 殿

氏名 **日本 太郎**

生年月日 昭和50年4月1日生

住所 大阪府大阪市平野区矢吹町3-2-1
ハイライフ501

登録番号 (K O I 2 3 4 5 6 7 8)

登録年月日 令和5年5月10日

登録変更申請書

貸金業法第24条の25第4項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので申請します。

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

日付(申請日)記入、**署名(記名不可)**

現住所、登録番号、登録年月日を記入

平日の日中に連絡が取れる電話番号を記入ください。

日中連絡先電話番号 090-1234-5678

①氏名に変更があった場合

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
氏名	カシケン ハナコ 貸金 花子	キョウカイ ハナコ 協会 花子	令和5年7月20日	

※フリガナを併記してください。

②旧氏及び名の併記の記載を追加する場合

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
旧氏及び名の併記		"旧氏"	令和5年7月20日	

③旧氏及び名の併記の記載を削除する場合

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
旧氏及び名の併記	"旧氏"		令和5年7月20日	

④住所に変更があった場合

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
住所	東京都練馬区大倉3-2-1 ヴァイラージュ302	大阪府大阪市平野区矢吹町3-2-1 ハイライフ501	令和5年7月20日	

⑤本籍に変更があった場合

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
本籍	静岡県静岡市葵区 小袋1-2-3	大阪府大阪市平野区矢吹町3-2-1	令和5年7月20日	

⑥従事する貸金業者に変更があった場合

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
貸金業者	貸金ファイナンス株式会社 東京都知事(3)第98765号	貸金商事株式会社 埼玉県知事(1)第87654号	令和5年7月15日	変更前後の貸金業者名および貸金登録番号を記入してください。貸金業者以外への変更や退職の場合は、変更後を「-」と記入してください。

⑦複数の事項に変更があった場合（例は、住所と貸金業者に変更があった場合）

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
住所	東京都練馬区大倉3-2-1 ヴァイラージュ302	大阪府大阪市平野区矢吹町3-2-1 ハイライフ501	令和5年7月20日	1枚の登録変更申請書に変更事項をすべて記入してください。
貸金業者	貸金ファイナンス株式会社 東京都知事(3)第98765号	貸金商事株式会社 埼玉県知事(1)第87654号	令和5年7月15日	

- ②申請方法：各自で封筒を用意し、表面に「登録変更申請書在中」と朱書きで明記し、申請書類を下記申請受付窓口宛に送付してください。

申請の窓口が、登録申請時とは異なりますのでご注意ください。

申請交付窓口住所：〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 資格試験センター 登録事務課

※申請書類未着については、当協会では一切責任を負えません。申請者本人が後日直接郵便局に事実確認できるよう、必ず簡易書留で郵送してください。

※協会本部および支部への持参は一切受けいたしません。

※必要書類の不備や、所定の記入方法および提出方法と異なる場合は、申請を受理できませんので、ご注意ください。特に、署名漏れにはご注意ください。

不備事項があった場合は、補正事項を指摘の上、必要書類を再提出していただきます。不備の補正に必要な期間が、3週間を超える場合は、申請を取消し、申請書類を返送（郵送にかかる費用は申請者負担）いたします。

※退職等により貸金業者名を削除する場合は、退職後に申請ねがいます。

- ③貸金業務取扱主任者登録簿に変更がなされると、変更事項が記載された「登録変更通知」を主任者の登録している住所宛（居所を登録している方は居所宛）に、発送いたします。

(4) インターネット申請

インターネット申請は、氏名又は旧氏の併記の記載の変更を含まない、住所・本籍地の変更および貸金業者の変更の申請ができます。※本籍は必ず戸籍の記載通りに入力してください。

申請に係る添付書類は不要です。

- ①「マイページ」から申請します。

インターネット上で行う各種操作については、協会ホームページの「貸金業務取扱主任者 試験・講習・登録の主任者登録」に掲載していますので、ご確認ください。

- ②貸金業務取扱主任者登録簿に変更がなされると、申請者に対し、変更事項が記載された「登録変更通知」メールをマイページ登録のメールアドレスへ送信いたします。申請時にメールでの通知受取りを希望されなかった方には当該通知を、主任者の登録している住所宛（居所を登録している方は居所宛）に郵送で発送いたします。

主任者登録の申請後（更新申請を含む）から主任者登録の完了前までの登録変更の申請（マイページからの申請を含む）は受付できません。主任者登録完了後、「主任者登録変更の申請」を行ってください。

4 主任者登録抹消の申請

(1) 主任者登録抹消の申請の概要

主任者は、「登録抹消申請書」を申請することで、登録の抹消を行うことができます。

抹消後、再度主任者登録を行うときは、再度新たに主任者登録の申請の手続きを行う必要があります。

(2) 申請の種類

主任者登録抹消の申請方法は、郵送申請になります。

(3) 郵送申請

- ①申請書類の準備：登録抹消申請書（綴込書式）に必要な事項を記入のうえ、署名ください。

（氏名は必ず自署してください。次頁記入例を参照）

申請に必要な添付書類をご準備ください。

申請者	申請書類	添付書類
主任者本人	貸金業務取扱主任者登録抹消申請書（綴込書式）	運転免許証（または運転経歴証明書）・マイナンバーカード（表面のみ）・住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書・パスポートの公的書類の写し